

制定 平成24年7月5日

京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 環境政策局が所管する京都市環境保全活動センターの指定管理者の選定に当たり、選定過程の透明化及び公平性の確保を図るため、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第15条の規定に基づき、京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、指定管理者の選定に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項、選定基準に係る事項
- (2) 事業者の選定に係る事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、5名の委員をもって組織する。

2 委員は環境保全等に関する学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員のうち1名は、委員の互選により、委員長となる。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、第2条第2号に関わる事項を審議する場合等は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月5日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会設置要綱（平成20年8月1日制定）は、廃止する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 4 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。